

改正

平成20年1月31日告示第12号
平成20年12月26日告示第210号
平成23年12月16日告示第180号
平成25年3月29日告示第58号
平成25年9月9日告示第196号
令和元年6月24日告示第38号
令和3年4月1日告示第87号

伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀鉄道の利用を促進するため、伊賀市内の小中学校、幼稚園及び保育所の児童、生徒、園児等が、学校等の行事として伊賀鉄道を利用した際の運賃に対して、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）の定めるところにより、予算の範囲において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する伊賀市内の小学校、中学校、幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（以下「学校等」という。）の生徒、児童、園児等（以下「生徒等」という。）が、学校等の行事として伊賀鉄道を同一行程で利用する場合
- (2) 伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第24条に規定する住民自治協議会及び自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第7条の規定による届出を行い、受理書の通知を受けた団体等が当該地域内の生徒等を対象とする事業において伊賀鉄道を同一行程で利用する場合

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める事業にお

いて伊賀鉄道に支払う伊賀鉄道線区間の生徒等の1人当たりの旅客運賃（伊賀鉄道の団体割引が適用できる場合は、当該割引後の旅客運賃）の額に生徒等の人数（無賃扱人員を除く。）を乗じて得た額とする。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる団体等の代表者とする。

- （1） 学校等
- （2） 学校等のPTA
- （3） 学校等の子ども会組織
- （4） 自治組織に関する規則第7条に規定する届出を行い、受理書の通知を受けた団体
- （5） 伊賀市自治基本条例第24条に規定する住民自治協議会
- （6） その他市長が認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

| 利用人数 | | 補助金の額 |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 15人以上 | | 補助対象経費×0.5 |
| 15人未満 | 中学校 | 補助対象経費－（補助対象経費×0.7×0.5） |
| | 小学校 | 補助対象経費－（補助対象経費×0.8×0.5） |
| | 保育所 | |
| | 幼稚園 | |
| その他団体 | 補助対象経費－（補助対象経費×0.9×0.5） | |

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊賀鉄道利用促進補助金交付申請書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 前条による申請があったときは、規則第5条の規定により交付決定を行い、決定通知は規則第7条により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、伊賀鉄道利用促進補助金実績報告書（様式第2号）により乗車日から起算して15日以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長へ提出しなければならない。

2 乗車人員の変更により実績報告書記載の補助金額が交付決定額と異なる場合は、実績報告をもって交付申請の変更が行われたものとみなす。

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条による報告を審査し適当と認めるときは、規則第14条第1項により、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対して規則第14条第2項に定めるところにより通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、伊賀鉄道利用促進補助金請求書（様式第3号）による請求により申請者に補助金を交付するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日告示第12号）

この告示は、平成20年1月31日から施行し、この告示による改正後の伊賀鉄道団体利用促進補助金交付要綱の規定は、平成20年度申請分から適用する。

附 則（平成20年12月26日告示第210号）

この告示は、平成21年1月5日から施行する。

附 則（平成23年12月16日告示第180号）

この告示は、平成23年12月16日から施行し、改正後の伊賀鉄道団体利用促進補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第58号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月9日告示第196号）

この告示は、平成25年9月9日から施行する。

附 則（令和元年6月24日告示第38号）

この告示は、令和元年6月24日から施行し、改正後の伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第87号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

伊賀鉄道利用促進補助金交付申請書

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 所在地
学校名等
代表者名

伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

| | | | | | |
|--------------------|----------------|-------|----------|-------|----|
| 1 団 体 名 | | | | | |
| 2 乗 車 人 員 | 中学生 | 小学生以下 | 内、無賃扱い人員 | | 合計 |
| | | | 中学生 | 小学生以下 | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 3 利 用 目 的 | | | | | |
| 4 乗 車 年 月 日 | 年 月 日 | | | | |
| 5 乗 車 区 間 | ～ | | | | |
| | ～ | | | | |
| 6 乗 車 列 車 | | 駅 | 時 分 発 | | |
| | | 駅 | 時 分 発 | | |
| 7 運 賃 合 計 (見込み) | 円 | | | | |
| 8 交 付 申 請 額 | 円 (第5条の計算式による) | | | | |

| | | |
|---------|-------|--|
| 申請団体担当者 | 担当者氏名 | |
| | 電話番号 | |

様式第2号（第8号関係）

伊賀鉄道利用促進補助金実績報告書

年 月 日

伊賀市長 様

所在地
学校名等
代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた、伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱第8条の規定により、事業の実績を報告します。

| | | | | | |
|--------------------------|----------------|-------|----------|-------|--------------------|
| 1 団体名 | | | | | |
| 2 乗車人員 | 中学生 | 小学生以下 | 内、無賃扱い人員 | | 合計 |
| | | | 中学生 | 小学生以下 | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 3 運賃明細 (無賃を除く補助対象人員分) | 中学生 | 円 × | 人 = | 円 … | ① |
| | 小学生以下 | 円 × | 人 = | 円 … | ② |
| 4 精算支払額 合計 | | | | | 円 ①+② (交付決定額 円) |
| 5 補助金額 | 円 (第5条の計算式による) | | | | |
| 6 乗車年月 日 | 年 月 日 | | | | |
| 7 目的 | | | | | |
| 8 目的地 | | | | | |
| 9 乗車区間 | ～ | | | | |
| | ～ | | | | |
| 10 乗車列車 | 駅 | 時 分 発 | | | |
| | 駅 | 時 分 発 | | | |

添付書類：団体乗車券の写（団体割引の適用を受けた場合）、領収者の写

| | | |
|--------------|-------|--|
| 事務担当者 連絡先 | 担当者氏名 | |
| | 電話番号 | |

様式第3号（第10条関係）

伊賀鉄道利用促進補助金請求書

年 月 日

伊賀市長 様

請求者 所在地
学校名等
代表者名

伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付を受けたく下記金額を請求します。

記

円

振込先
金融機関名：
支店名：
種別： 普通・当座
口座番号：
フリガナ
口座名義：

| | | |
|--------------|-------|--|
| 事務担当者 連絡先 | 担当者氏名 | |
| | 電話番号 | |